

(参考例規)

#### 一般職の給与に関する条例

第5条第6項 職員が現に受けている号給を受けるに至った時から、十二月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、第三項又は第四項の規定により号給が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、当該期間を短縮することができる。

同条第7項 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号給より二号給以上上位の号給まで昇給させ、又はそのいずれをも併せ行うことができる。

同条第12項 第二項から前項までに規定するものを除くほか、初任給、昇格及び昇給等の基準に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

#### 初任給、昇格、昇給等の基準（人事委員会規則7-0）

第38条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第5条第6項若しくは第9項本文又は第35条の規定にかかわらず、直近上位の給料月額（職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員にあっては、同条の規定による直近上位の給料月額をいう。以下同じ。）に昇給させることができる。

##### 五 勤務成績の特に良好な職員が20年以上勤続して退職する場合

第42条 勤務成績の特に良好な職員が生命をとって職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、条例第5条第6項若しくは第9項本文又は第35条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、上位の号給（同条の規定の例により得られる職務の級の最高の号給を超える給料月額を含む。）に昇給させることができる。

## 6 （財）秋田県総合公社との医療施設管理等業務委託契約

（財）秋田県総合公社と、以下の業務について、150,863千円（平成15年度）で委託契約を締結している。

- ・施設、附属設備及び物品の保守管理
- ・給食の材料調達及び調理、配膳
- ・病棟の作業補助及び清掃業務
- ・電話の交換業務
- ・施設の警備等

当該委託契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、その性質又は目的が競争入札に適しないものとして、単独随意契約により締結されているが、上記の業務内容をみると、（財）秋田県総合公社しか行うことができない特別な業務と判断する積極的根拠に乏しい。上記のそれぞれの業務について、競争入札により委託契約を締結すべきと考える。

## 7 (財) 秋田県総合保健事業団との臨床検査業務契約（一般検査）

(財) 秋田県総合保健事業団と、臨床検査業務契約（一般検査）を4,272千円（平成14年度）で締結している。平成15年度においても契約しており、以下の項目が委託内容である。

- ・糞便検査
- ・血液学的検査
- ・微生物学的検査

当該委託契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、その性質又は目的が競争入札に適しないものとして、単独随意契約により締結されているが、検査内容は脳血管研究センター内でも一般検査と位置づけられている。一方で、臨床検査業務（特殊検査）については平成15年度の契約にあたって、民間企業と委託契約を締結している。

臨床検査業務（一般検査）について、(財) 秋田県総合保健事業団しか行うことができない特別な業務と判断する積極的根拠に乏しく、臨床検査業務（一般検査）について、競争入札により委託契約を締結すべきと考える。

## 8 医薬品の払出額（薬価）と保険機構への請求額との不一致

薬品管理室から払出された医薬品は各医療現場で患者に使用され、医事課班はその消費の事実に従い保険請求を行うこととなる。したがって、年間の「薬品管理室からの医薬品払出額（薬価）」と「医事班課による保険機構への請求額」は原則として一致することになる。この両者に不一致が生じるということは、医薬品管理業務または保険請求業務等に次のような問題が生じている可能性がある。

### ① 医薬品管理業務

- ・紛失等、不正確な実地棚卸、不正確な払出記録、非効率な医薬品の消費

### ② 保険請求業務等

- ・誤請求、調定外の未請求

上記のような問題点の有無を把握し、具体的な業務改善を行っていくためには、「薬品管理室からの医薬品払出額（薬価）」と「医事課班による保険機構への請求額」の照合及び差異分析を実施することが不可欠であるが、脳血管研究センターでは現在このような照合及び差異分析は行われていない。

そこで、今回包括外部監査人が平成14年度の「薬品管理室からの医薬品払出額（薬価）」と「医事班課による保険機構への請求額」との照合を行った（サンプルで14品目）。その結果、「薬品管理室からの医薬品払出額（薬価）」と「保険機構への請求額」に保険請求対象外薬品1件を除く13件、1,378千円の差異があった（下記表 参照）。

主要薬品の払出額と請求額の比較明細表

(単位：千円)

薬品名	種類	払出額	請求額	差異	差異率
アリセプト5mg 140T	投薬	5,150	5,048	△102	△2.0%
アンブラーグ100mg 500T	投薬	4,788	4,771	△16	△0.3%
カバサール1mg 500T	投薬	4,445	4,377	△67	△1.5%
セレジスト5mg 140T	投薬	24,312	24,003	△309	△1.3%
ペルマックス250ug 100T	投薬	18,433	18,264	△168	△0.9%
ヒルトニン2mg 1ML	注射薬	7,199	7,244	45	0.6%
リプル注10ug 2ML	注射薬	7,675	7,512	△162	△2.2%
イオパミロン300 100ML	血管造影剤	5,020	4,927	△92	△1.9%
イオパミロン370 100ML	血管造影剤	7,162	7,066	△95	△1.3%
カタクロット注射用 20mg	注射薬	13,630	14,169	538	3.8%
エリルS30mg 2ML	注射薬	5,219	5,278	59	1.1%
カタクロット注射用 40mg	注射薬	14,477	13,624	△853	△6.3%
ラジカット30mg 20ML	注射薬	18,663	18,510	△153	△0.8%
合計		136,1738	134,800	△1,378	△1.0%

9 固定資産の管理

病院財務規則第62条では、「所長は、善良な管理者の注意をもって固定資産の管理を行わなければならない」と規定されていることから、少なくとも年1回は帳簿記録と固定資産の現物との一致を確かめる現物調査を実施すべきであるが、定期的に調査することになっていない。

脳血管研究センターでは固定資産を特定するための管理番号を付しているため、上記手続も容易に実施できると考える。また、調査の時期については所定の時期ないし業務に支障がないようにローテーションを組んで循環的に実施しても差し支えないと考える。

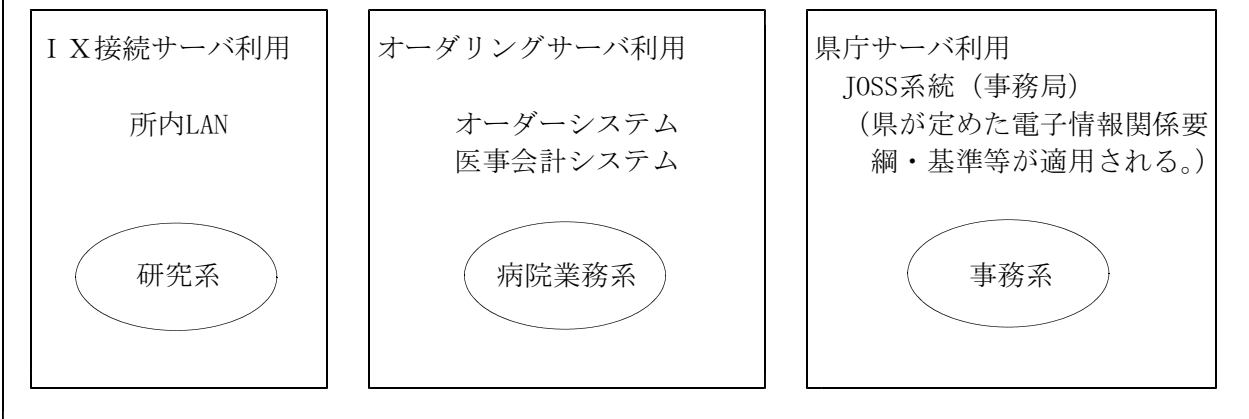
なお、現物調査については、固定資産のほかにリース契約により使用している資産、賃貸借契約により使用している資産も対象にすべきである。

10 情報システムレビューの結果

脳血管研究センターのコンピュータシステムの概要

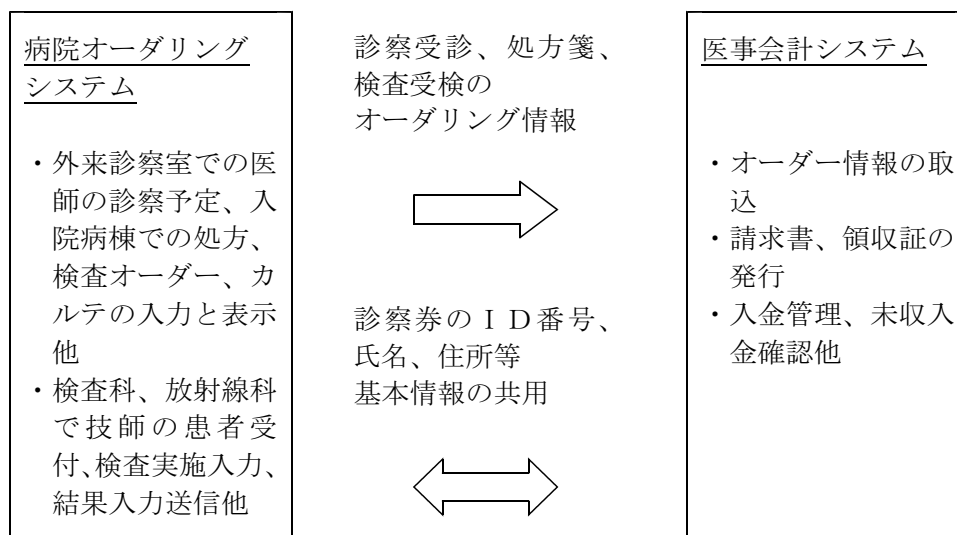
脳血管研究センターには、秋田県の各課所に設置されている庁内LANである秋田県情報活用支援システム（JOSS）システムのLANと、その設置以前に脳血管研究センター独自で導入したLAN（以下、「所内LAN」という。）が存在する。JOSSは秋田県企画振興部情報企画課が管理している全庁共通のシステムであり、脳血管研究センターは、エンドユーザに過ぎない。JOSSシステムのLANと所内LANとは接続していない。

脳血管研究センターの職員が利用するシステムには次の3つのシステムがある。研究系と病院業務系のシステムは物理的に遮断しているものの、一部のシステムは同じ所内LANであるが、ハブ/ルータで区切られている。一方、JOSS系統（事務局系）は全く別のネットワークで前二者とは物理的に遮断されている。（なお、研究系と病院事業系のシステムは平成15年8月1日に新システムを導入したことにより、全て物理的に遮断されている。）



さらに、脳血管研究センター独自のシステムとして所内LAN及び物理的に遮断されたLANを利用した医事会計システムと病院オーダリングシステムがある。これらのうち、医事会計システムと病院オーダリングシステムを病院業務に適用している。

### 医事会計システムと病院オーダリングシステムの概念図



## (1) 情報システムの保守を委託する際の委託先の個人情報保護

(「オーダリングシステム（医事会計システムを含む）の患者情報のセキュリティ）」

平成13年3月27日「個人情報の保護に関する法律案」が第151回国会に提出され、この法律案を契機として、病院の患者診療データは個人情報であるので保護するように秋田県総務課情報公開室から脳血管研究センターに指導があった。この指導により委託業者との委託契約で個人情報の保護を契約上の特約として定めることとしている。

一方、平成13年4月1日から施行した「秋田県個人情報保護条例」第3条では、実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならないとし、さらに第13条にて委託に係る契約においては、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならないとしている。

(秋田県個人情報保護条例)

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

二 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者をいう。

(実施機関の責務)

第三条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

(委託に伴う措置等)

第十三条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

組織は、複数の者により形成する。その組織の経営においては、複数の管理者を設定し、所定のルールに従って事務の標準化を図り、情報を正確かつ適時に収集・分析し、その経営に反映する。諸規程は、複数の管理者の統制、組織の確立、業務のルール化・標準化に必要な不可欠なものであり、内部統制制度のツールとしての役割がある。

セキュリティ管理においては、この規程を策定することにより、そのルールを明確にすることが重要である。

秋田県の情報システムのセキュリティについては、情報企画課が所管しており、「秋田県電子情報セキュリティ対策要綱」、「秋田県電子情報セキュリティ対策基準」、「秋田県電子情報セキュリティ対策手順書」を規程化している。この「秋田県電子情報セキュリティ対策基準」の準用については、「秋田県電子情報セキュリティ対策要綱」が「オーダリングシステム（医事会計システムを含む）」及び「所内LAN」について、「秋田県電子情報セキュリティ対策要綱」が適用されるか否かによる。

これにつき脳血管研究センターは、下記の理由から、前者の「オーダリングシステム（医事会計システムを含む）」に係るセキュリティ対策については、当該要綱に準じて別途「要綱」を制定する必要があるものと考えている。

- ・当該要綱は知事部局、企業局、教育庁を相互に接続する電子情報の安全性を維持するために制定されたものである。
- ・病院独自のシステムであるオーダリングシステムは、当該要綱の適用外となっている。

同様に、後者の「所内LAN」について、「秋田県電子情報セキュリティ対策要綱」は適用されず、運用・ルール・マナーを全ての職員に周知させるため、平成15年10月に「脳研センター電子情報セキュリティ対策ポリシー」を制定し、セキュリティ対策を講じている。

なお、細部にわたるセキュリティに関する重要事項、事故等への対応、防止体制の構築にむけて、平成15年12月センター内に電子情報安全管理室を設置した。

## (2) 外注委託におけるセキュリティ対策の制定

（「オーダリングシステム（医事会計システムを含む）の患者情報のセキュリティ」及び「所内LANのセンター業務上のセキュリティ」）

平成14年3月25日から施行された「秋田県電子情報セキュリティ対策基準」、「（運用）第6 運用を次のように定める。」、「（4）侵害時の対応」、「オ 外部委託による運用管理」で、委託業者に対し必要なセキュリティ要件を記載した契約書による契約を締結しなければならないとしている。

「秋田県電子情報セキュリティ対策基準」  
（運用）  
第6 運用を次のように定める。  
（4）侵害時の対応  
オ 外部委託による運用管理  
運用を外部委託する場合は、委託に関する責任を有する部署を明確にするとともに、委託業者に対し必要なセキュリティ要件を記載した契約書による契約を締結しなければならない。  
委託に関する責任を有する部署は、委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、その内容をネットワーク管理者に報告するとともに、その重要度に応じて情報セキュリティ統括責任者に報告しなければならない。

「オーダリングシステム（医事会計システムを含む）の患者情報のセキュリティ」について、医事業務を委託する場合、契約書の別記として個人情報保護の規定を明記しているが、委託業者との委託契約に関わる規程が制定されていない。

脳血管研究センターの「オーダリングシステム（医事会計システムを含む）」では、病院の患者診療データを取り扱っており、このようなセキュリティ対策を、規程として別途制定する必要がある。

平成15年5月30日に公布された「個人情報の保護に関する法律」は、一部を除き公布の日から施行し、その第11条（保有する個人情報の保護）で、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならないとされている。



「個人情報の保護に関する法律」

(保有する個人情報の保護)

第十一条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

このような経緯から、医事業務についての委託業者との委託契約書には、第6条「個人情報の保護」の条項があり、「個人情報取扱特記事項」を守らなければならないとしている。その特記事項として、基本的事項、秘密の保持、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写または複製の禁止、再委託の禁止、資料等の返還等、従事者の周知、実施調査、事故発生時の報告に係るものを定めている。

しかし、「オーダリングシステム（医事会計システムを含む）の患者情報のセキュリティ」について、個人情報を扱うコンピュータのハードウェア、レジ、カルテ、薬価改定及び診療報酬改定作業、医事会計システムを含むオーダリング関連装置機能保全の保守委託業務では、その保守委託契約第19条として秘密の保持で契約の両者は本契約に基づいて知り得た事項を外部に漏洩してはならないとしているのみである。この保守委託契約には、保守委託先の個人情報等の保護義務が規定されていない。また、電子計算組織による処理を外部に委託する場合において契約書を作成するときは、一定の事項を契約書に明記しなければならないとする規程が定められていない。

「所内LANのセンター業務上のセキュリティ」につき、平成15年10月に制定された「脳研センター電子情報セキュリティ対策ポリシー」においても「法令等に触れるようなことは絶対しないでください」とし、「秋田県個人情報保護条例」をその法令の一例に掲げているのみである。

このため、個人情報等の保護義務がない委託業者との上記システム保守委託契約は、「個人情報の保護に関する法律」第11条（保有する個人情報の保護）、「秋田県個人情報保護条例」第13条（委託に伴う措置等）に違反している疑いがある。また、「秋田県電子情報セキュリティ対策基準」のセキュリティ対策に準じて脳血管研究センターの「オーダリングシステム（医事会計システムを含む）」に係るものにつき、別途制定しておらず、情報システム保守の委託先から個人情報が漏れるおそれがある。

電子計算組織による処理を外部に委託する場合において契約書を作成するときは、一定の事項を契約書に明記しなければならないとする規程を制定し、覚書等でこの保守契約において個人情報の保護条項を追加する必要がある。

## 包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

「平成16年2月4日付け包括外部監査の結果報告書」に関わる包括外部監査の実施過程において、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨から、私が重要であると思う経営管理上の諸点につき検討したので、以下のとおり意見を申し述べる。今後の脳血管研究センターの財務を中心とする経営管理面の一助となれば幸いである。

### I 要 約

#### 1 病院事業の経営状況

脳血管研究センターは昭和43（1968）年に秋田県の県民病といわれる脳卒中の治療と研究を通じて、医学の進歩と県民医療の向上を図ることを目的として設立されたわが国唯一の脳卒中専門の研究医療機関であり、国内はもとより世界的にも高く評価されてきた。しかし、平成14年度に県からの補助金を約17億円受け入れているものの、平成14年度末現在で約2億円もの累積損失を計上している。病院を取り巻く環境は、国の医療費抑制政策がますます厳しさを増す等、今後も厳しい状況となることが予想され、一層の経営効率化を図る必要性が高い。

脳血管研究センターの特徴として脳卒中等の研究機関の役割も併せ持っている点がある。したがって、病院部門の効率的運営に関して適切な経営分析を行うためには、脳血管研究センター全体の損益計算書を病院部門と研究部門とに区分して把握する必要がある。（「Ⅲ 病院事業の経営状況 2 損益計算書の病院部門と研究部門の区分」）

平成14年度において、病院部門と研究部門の損益計算書を区分してみると、病院部門は10億円を超える医業損失を抱えており、また、研究部門では6億円を越える研究費が発生しており県財政の大きな負担となっている。

脳血管研究センターは政策的な高度先進医療を行うとともに治療研究を行う典型的な公的医療機関である一方、病院部門においては他の自治体病院と同様に独立採算が要求されるはずである。脳血管研究センターにおいて独立採算を達成するためには、脳血管障害といった重度の急性疾患を対象に重点的かつ高密度な医療を提供することが不可欠であり、一般的な急性疾患や急性期を過ぎた患者を受け入れることは県内の医療資源上非効率である。

また、治療研究により科学的正当性に裏打ちされた正しい診断法や有効な治療法の開発を行うことが必須であるが、その成果は最終的にはクリニカルパス（治療のルーチンワークをまとめたもの）に反映・充実させて、医療の質の向上や業務の効率化に活用させることが求められる。

以上のような脳血管研究センターの果たすべき役割を念頭に、10億円超の医業損失を抱える現状とベンチマーク分析から導かれる経営上の問題点と当該問題点に対する改善への提案をまとめると下表のとおりである。